

## 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約 新旧対照表（案） 平成24年4月1日改正

新（改正案）	旧（改正前）
<p>(会議)</p> <p>第7条 本部会議の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>6 本部長は、<u>本部会議の会議</u>を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、本部会議の会議に付議すべき事案を記載した書面を委員等に回付し、その賛否を問うことにより本部会議の会議に代えることができる。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 本部会議の円滑な会務の執行を図るため、本部会議に幹事会を置く。</p> <p>(略)</p> <p>3 幹事長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長を、<u>副幹事長は、大阪府教育委員会事務局教育次長及び堺市文化観光局長の職にある者を</u>もって充てる。</p> <p>4 幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。</p> <p>5 <u>副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、幹事長の職務を代理する副幹事長の順序は、同条第3項に記載する順序とする。</u></p> <p>6 <u>幹事会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 本部会議の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>6 本部長は、<u>協議会</u>を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、本部会議の会議に付議すべき事案を記載した書面を委員等に回付し、その賛否を問うことにより本部会議の会議に代えることができる。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 本部会議の円滑な会務の執行を図るため、本部会議に幹事会を置く。</p> <p>(略)</p> <p>3 幹事長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。</p>

くことができない。ただし、代理の者の出席を妨げないものとする。

7 幹事会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 幹事長は、必要に応じて、幹事会の会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 幹事会は、専門的な事項を検討する必要があると認めることは、部会を置くことができる。

10 前項の部会の構成及び運営に必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大阪府知事  
大阪府府民文化部長  
大阪府教育長  
堺市長  
堺市文化観光局長  
羽曳野市長  
羽曳野市市長公室長

別表第1（第4条関係）

大阪府知事  
大阪府府民文化部長  
大阪府教育長  
堺市長  
堺市文化観光局長  
羽曳野市長  
羽曳野市市長公室長

藤井寺市長  
藤井寺市総務部長

別表第2（第5条関係）

会長 大阪府知事  
本部長 堺市長  
副本部長 羽曳野市長  
副本部長 藤井寺市長  
監事 羽曳野市市長公室長  
監事 藤井寺市総務部長

別表第3（第8条関係）

大阪府府民文化部都市魅力創造局長  
大阪府教育委員会事務局教育次長  
大阪府府民文化部都市魅力創造局都市魅力課長  
大阪府教育委員会事務局文化財保護課長  
堺市文化観光局長  
堺市文化観光局世界文化遺産推進室長  
羽曳野市市長公室長  
羽曳野市市長公室政策推進課世界文化遺産推進室長  
藤井寺市総務部長  
藤井寺市総務部政策推進課世界遺産登録推進室長

藤井寺市長  
藤井寺市教育委員会事務局教育部長

別表第2（第5条関係）

会長 大阪府知事  
本部長 堺市長  
副本部長 羽曳野市長  
副本部長 藤井寺市長  
監事 羽曳野市市長公室長  
監事 藤井寺市教育委員会事務局教育部長

別表第3（第8条関係）

大阪府府民文化部都市魅力創造局長  
大阪府教育委員会事務局教育次長  
大阪府府民文化部都市魅力創造局都市魅力課長  
大阪府教育委員会事務局文化財保護課長  
堺市文化観光局理事（国際・世界文化遺産担当）  
堺市文化観光局世界文化遺産推進室長  
羽曳野市市長公室長  
羽曳野市市長公室政策推進課世界文化遺産推進室長  
藤井寺市教育委員会事務局教育部部長  
藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課世界遺産登録推進室長